

## 国と地方の協議の場（平成23年度第3回） 議事録

---

- 1 開催日時：平成23年12月15日（木） 16：45～17：48
- 2 場所：内閣総理大臣官邸2階小ホール
- 3 出席者：
  - 内閣総理大臣 野田 佳彦（冒頭挨拶）
  - 内閣官房長官 藤村 修（議長）
  - 総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進） 川端 達夫（議長代行）
  - 財務大臣 安住 淳
  - 国家戦略担当大臣・社会保障・税一体改革担当大臣 古川 元久
  - 内閣府特命担当大臣（行政刷新） 蓮 舫
  - 厚生労働大臣 小宮山 洋子
  - 全国知事会会長 山田 啓二（副議長）
  - 全国都道府県議会議長会会長 山本 教和
  - 全国市長会会長 森 民夫
  - 全国市議会議長会会長 関谷 博
  - 全国町村会会長 藤原 忠彦
  - 全国町村議会議長会会長 高橋 正
  - 内閣官房副長官 齋藤 勁（陪席）
  - 内閣官房副長官 長浜 博行（陪席）
  - 内閣官房副長官 竹歳 誠（陪席）
  - 内閣府副大臣 後藤 斎（陪席）
  - 総務大臣政務官 福田 昭夫（陪席）
- 4 協議事項：
  - 地方財政対策について
  - 社会保障・税一体改革分科会における議論の経過について
  - 子どもに対する手当について

---

### ○挨拶等

（福田総務大臣政務官） それでは、議長の御指示により、議事進行を務めます、総務大臣政務官の福田です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から「国と地方の協議の場」を開催します。本日はお忙しい中、御参集をいただき、誠にありがとうございます。

本日の協議事項は「地方財政対策について」、「社会保障・税一体改革分科

会における議論の経過について」及び「子どもに対する手当について」です。小宮山厚生労働大臣に臨時議員として御出席いただいております。

本日は野田内閣総理大臣に御出席いただいておりますので、初めに野田総理から御挨拶をいただきます。

(野田内閣総理大臣) 本日は「国と地方の協議の場」が今年4月に法制化をされてから3回目の会合、臨時会合を含めると5回目の会合ということになります。

このように、地方六団体の代表者と皆様に関係する大臣が一堂に会して、地方に関わる重要な政策課題について議論をすることを改めて大変重要であるということ、認識している次第であります。

先ほど福田総務大臣政務官からお話がありましたとおり、今日の議題は3つであります。それぞれとても重要な議題であります。

1つは、まず「地方財政対策について」であります。これについては、地方の皆様から活発な御提起があるかと思っております。

次に「社会保障・税一体改革分科会における議論の経過について」でありまして、3回にわたる分科会の議論の経過の概要を川端総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進）から御報告をさせていただきます。

最後に「子どもに対する手当について」でありまして、前回11月の協議の場においても、しっかりと協議をしましたが、本日改めてこの議論をさせていただきたいと思っております。

本日の協議では、皆様から数多くの御意見や御提案をいただき、実りある協議となることを強く期待しております。どうぞよろしく願いいたします。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

続きまして、山田全国知事会会長から御挨拶をいただきます。

(山田全国知事会会長) 「国と地方の協議の場」は、こうして野田内閣総理大臣が毎回出席いただいております、地方に対する野田内閣総理大臣のお気持ちを本当に良く表していただいていると感じておりまして、心から感謝を申し上げます。そして、国と地方の協議の場を通じて、国と地方が協力関係を築けるように、私ども地方六団体も全力を挙げてまいりたいと思っております。

その中で1点だけ、社会保障のこの間の協議をめぐり、実は少しずれ違いがあるのではないかという思いがありまして、野田内閣総理大臣は時間が限られておりますので、一言だけ申し上げたいと思っております。非常に生意気なようではありますが、社会保障について、私たちが一番大切にしなければならないのは、弱い立場にある人々の視点ではないかと思っております。つまり、障害者の方々の視点、貧困にあえぐ人々の視点及び高齢で生活に苦しんでいる人々の視点であります。こうした視点から議論をするのが、政治家として

の役割ではないかと、私は生意気ながら思っております。

ただ、残念ながらこの間、「確立された制度」の維持や社会保障の「給付」とは何かという議論が繰り返されております。これは典型的な役人視点の議論でありまして、役人から政治家になった私としてはよく分かりますが、この視点で本当に温かみが伝わるだろうかということに危惧しております。

ほかにも、最前線で働いている保健師や、児童虐待の問題と真っ向から向かい合っている児童福祉司など、こうした皆様の視点がある。それを「官の肥大化」という言葉で片付けていいものかというすれ違いを、多くの場所で私ども地方は感じております。

正に政治家同士、大きな視点から、この国と地方の協議の場が私たちの課題解決のために大きな力を発揮できるように、野田内閣総理大臣からの御指導もお願い申し上げます。本当にいつもありがとうございます。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございました。

(報道関係者退室)

(福田総務大臣政務官) それでは、時間も限られておりますので、議事に入りたいと思います。

野田総理は、次の公務の関係で、ここで退席されます。

(野田内閣総理大臣退室)

#### ○協議事項（地方財政対策）について

(福田総務大臣政務官) それでは、協議事項に進みます。

まず「地方財政対策について」、山田会長から発言をお願いいたします。

(山田全国知事会会長) 時間が限られておりますので、手短かに発言させていただきますが、思いはもっとたくさんあるということだけ、前置きさせていただきます。

平成 24 年度の地方財政対策については、東日本大震災、その後の歴史的な円高により、地方は今、非常に厳しい状況にあり、あえいでおります。生産ラインは次々と断絶し、生産拠点は海外へと移っていきます。この中で雇用の問題、経済の問題に対して、我々は本当に大変な危機に直面をしております。私どもは、自民党政権の時代に交付税を大幅削減され、私はこれが地方の衰退につながったと思っております。是非とも今この危機にあって、地方の現地・現場で、地方公共団体が地域活性化のために全力を奮えるように、また、高齢化が進み社会保障の経費が伸びていく中で、それに対応できるような形での財源措置について、是非ともお願い申し上げます。

また、東日本大震災を受けまして、平成 24 年度は震災復興の特別枠が交付税でも出てまいります。これも正に地域のために是非とも別枠として、しっ

かりとした形でそれぞれの被災地にお示しをいただき、被災地を勇気付けていただきたいと思っております。その中で、例えば福島の再生の特別措置法につきましても、一刻も早い成立をお願い申し上げます。

地方についての財源をお願いすると同時に、地域主権改革の中でも民主党政権が目玉にされている一括交付金について、シーリングがかかっている中で、日本再生枠等に、この一括交付金が顔を出しているかどうか、我々が一番心配しています。そうでなければ、こういう言い方をしているのかどうか分かりませんが、シーリングの草刈り場のようになってしまっているのではないのでしょうか。ただカットされていくだけの存在になってしまいますと、かえって、一括交付金にされることによって、地域主権とは程遠いものになってしまいますので、是非その点につきまして、よろしく願いを申し上げます。以上です。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

それでは、意見交換を行います。御意見等がありますか。

森全国市長会会長、どうぞ。

(森全国市長会会長) 重複する部分がありますが、特に我々基礎自治体は様々な行政サービスの受益者と毎日のように顔を合わせて、訴えを聞いて、行政を進めている立場にあります。そうした立場からしますと、この財政需要の増加というものを適切に地方財政に反映させる必要があります。地方交付税総額を増額して、地方交付税の持つ財政調整、財政保障の両機能を是非強化していただきたいと思っております。我々全国市長会は川端総務大臣・内閣府特命担当大臣(地域主権推進)を大変頼りにしておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

特に恒常的な地方交付税の財源不足があつて、臨時財政対策債に頼っているわけではあります。地方交付税の法定率を引き上げることなどにより、その解消を本格的に図っていただきたいということを特に申し上げたいと思っております。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

念のために申し上げますが、地方財政対策を最初にやって、その後に社会保障・税一体改革、そして最後に子どもに関する手当ということで、順番に短い時間でいきますので、よろしく願いいたします。

藤原全国町村会会長、どうぞ。

(藤原全国町村会会長) 今、全国市長会会長、全国知事会会長が言われたように、何と言っても一般財源の確保は、地方にとって重要な課題でありまして、特に財政基盤が非常に脆弱な町村にとっては、地方交付税は極めて大事な財源であります。三位一体改革の結果、都市部との地域間格差が拡大し、

町村は極めて厳しい財政運営を強いられているところであります。

その結果、地域は非常に疲弊し、深刻化しています。こうした中、地方交付税は平成 20 年度以降、徐々にではありますが増加が続いてきており、一部復元しつつあります。是非この流れを継続し、来年度も出口ベースの交付税を確実に増額して、復元の道筋を明確にさせていただきたいというのが我々の切なる願いであります。是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

川端大臣からお願いいたします。

(川端総務大臣・内閣府特命担当大臣(地域主権推進)) 平成 24 年度の地方財政対策であります、中期財政フレームに沿いながらであります、地方の安定的な財政運営にはどうしても必要であるという一般財源の総額については、平成 23 年度地方財政計画の水準を実質的に下回らないように確保するというのでやってまいりたいと思っております。

また、特に地方交付税については、先ほどもお話がありましたが、東日本大震災対応法が別枠で確保するというのととも、例年の財政事情に対応する地方交付税の総額についても、昨年は巨額の繰り越しがありましたが、今年はそのようなことは見込めないという大変厳しい状況であります。できる限りの対応方策を検討して、その所要額の確保に全力を尽くしてまいりたいと思っております。以上です。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

安住財務大臣、どうぞお願いします。

(安住財務大臣) 貴重な意見をいろいろいただき、ありがとうございます。あと 1 週間の中で是非、総務省と協議をしながら、話し合いをしていきたいと思っております。

ただ、国が楽かと言え、御存じのとおり、率直に申し上げて、今年も 181 兆円台の国債の消化に四苦八苦している現状があります。いつも言われているのは 44 兆円ですが、御存じのとおり借換債を含めて、来年も同額程度の国債を消化しなければ、財源が確保できないということから言えば、相当我が国の財政状況は危険水域にあるということを共有しながら、国も各省も裕福な予算の中でやっているわけではないので、御苦勞をかけるところがあると思ひます。しかし、地域の生き生きとした自治体の活躍が住民の生活に直結していることは十分理解しておりますが、こうした国の状況を勘案しながら、総務省と最終的な協議はしていきたいと思ひますので、御理解をいただきたいと思ひます。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

そのほかの方、よろしいですか。

それでは、続いて「社会保障・税一体分科会における議論の経過について」川端大臣から報告をお願いいたします。

○協議事項（社会保障・税一体改革分科会における議論の経過）について

（川端総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進）） 社会保障・税一体改革分科会の会長は内閣官房長官でありまして、その御指示により3回にわたる分科会での議論の経過の概要を私から御報告いたしたいと思っております。

お手元の資料2-1を御覧いただきたいと思っております。これが3回開催した分のダイジェストであります。この分科会は6月に策定いたしました社会保障・税一体改革成案において、地方と真摯に協議を行うとされたことや、成案策定後の地方団体からの意見をしっかりと聞いていただきたいという御意見等に基づいて設置をされまして、これまで3回開催いたしました。その議論経過の概要については、この資料2-1の記載のとおりであります。特に第3回社会保障・税一体改革分科会において、国側、地方側の双方から過去2回の議論を踏まえた資料が提出されましたので、その内容について御説明をいたしたいと思っております。

資料2-2を御覧いただきたいと思っております。この資料は、記載のように、内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省の関係四府省で取りまとめたものでありまして、その概要は次のとおりであります。

まず、地方単独事業の総合的な整理は、国民議論の負担に耐え得るデータに基づいて、客観的かつ透明性の高い整理を行うべきであります。もとより、地方単独事業の必要性については、それぞれの地域の判断が尊重されるべきです。

2番目に、今後、地方との協議を踏まえて策定された社会保障・税一体改革成案に沿って、以下の整理が必要であります。まず、社会保障四分野に該当するかどうか。先ほど知事から役人的というお話がありましたが、論議の整理としてはこういう整理が必要ではないでしょうか。次に、給付に該当するかどうか。そして、制度として確立されたものであるかどうか。この整理は議論としては必要であろうと思っております。

もう一つは、これらの諸点について、具体的にどのように整理していくか、なお議論を要することから、地方との協議を行いつつ、政府部内でも更に進めていく必要があります。

社会保障は、国と地方が一体となって、安定的に実施していくことが重要であり、社会保障安定財源を確保する社会保障・税一体改革の実現に向けて、国・地方双方が協力しながら推進していく必要があります。これが四府省のまとめたペーパーの概要であります。

次に資料 2-3 を御覧いただきたいと思います。この資料はこれまでの地方側の主張を集約されたものでありまして、その概要は次のとおりであります。

これまで、地方六団体は、社会保障の全体像及び費用推計の総合的な整理に当たり、住民ニーズの強い社会保障サービスとなっている地方単独事業は税収配分の基礎に含めるべきだと主張してきました。

過去 2 回の社会保障・税一体改革分科会での議論を経て、国の制度を補完する地方単独事業の重要性については、一定程度理解が得られたものと考えています。

しかしながら、国と地方で考え方が一致していない論点も残されています。

特に①住民の視点に立って合理的なニーズが認められる地方単独事業は、安定財源を確保する対象とすべきものであること、②社会保障サービスの提供に直接従事する保育士、保健師、児童福祉司等のマンパワーは直接的な給付でありまして、こうした費用の性質を吟味することなく、これらの職員等の人件費を官の肥大化として一律に税収配分の基礎から除くかのような議論は、住民から見ても理解を得られないこと。この 2 点については、再度強く主張する。このような内容であります。

これらの資料を踏まえまして、第 3 回の社会保障・税一体改革分科会では、それぞれのお立場からいろいろな意見が表明されました。主なものを御紹介いたします。

国側の意見としては、①成案に基づく地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像の総合的な整理に当たっては、地方単独事業を含めた社会保障給付費及び社会保障に要する費用全体を的確に把握し、それぞれの事業の機能と性格に着目した分類を行うことが必要と考えています。②国民負担につながる議論であるため、保守的に見ていく必要があります。③一方では、論点を当てはめる際に、限定的に解釈し、地方単独事業を対象外とすると、国が安定財源の確保は必要ないと判断したことになります。負担が増えるのにサービスが低下することになりかねず、納税者の理解が得られないのではないかという意見もありました。④社会保障・税一体改革は、現在の我が国の社会保障を維持、充実するための大事な改革であり、改革の取りまとめに向けては、地方の応援が不可欠であるという意見もありました。

一方、地方側の意見としては、①地方単独事業に対する安定財源の確保が大前提であり、地方交付税措置で整理するのは三位一体改革の前例からすると、到底容認できない。②人がいなければ、サービスは提供できず、これは正に事業、給付であるというのは地方の現場の実態であり、実感でもありません。この 10 年で 18% の職員数の削減を行ってきた地方では、官の肥大は起こ

っていない等の意見がありました。

第3回の社会保障・税一体改革分科会では、これらの意見表明を経て、司会の整理として、次のような御発言がありました。

①6月の社会保障・税一体改革では、社会保障四分野に限って議論をし、成案としてまとめました。②総務省の調査結果は、総合福祉、高齢者福祉、障害者福祉、就労促進、貧困・格差対策も含めて6.2兆円であり、そのうち医療、介護、高齢者福祉、子ども・子育てに該当するのは5.1兆円でした。③厚生労働省の分析によりますと、医療、介護、子ども・子育てに該当するのは3.8兆円程度であり、更に社会保障給付に該当するものに絞り込むと2.6兆円程度という整理がありました。

報告は以上であります。私の感想としては、これまでの社会保障・税一体改革分科会での3回の協議を通じて、地方単独事業の重要性や必要性については、共通の理解が得られたと思います。また、広く負担をお願いすることになる納税者の観点から考える必要があるということも共有されたと感じております。

以上が3回開催した社会保障・税一体改革分科会についての私からの報告であります。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

それでは、意見交換を行います。御意見等がありますか。

では、山田会長、どうぞ。

(山田全国知事会会長) この問題については社会保障・税一体改革分科会で大分議論をしてきましたが、最初に私が野田内閣総理大臣への挨拶で述べたように、すれ違いの部分が非常に多いという気がしております。

一番大切なことは、これは国民の皆様にも負担をお願いする話になります。そして、最前線で説明していかなければならないのは地方であります。その時に、弱い人に対して、我々はきちんと目配りをしているということが言えないと本当に厳しい状況になるということ、まず申し上げておきたいと思っております。

先ほど申しましたように、「確立された制度」や「給付」などの問題が徐々に土俵を狭めるような形で圧迫してきております。もともとの所得税法改正法附則104条には、3号と7号で書き分けてあったはずの3号の話が、地方消費税の話まで全部入ってきて、急激に土俵が狭まってきている。その中で障害者や貧困にあえぐ人たちの視点というものは切り捨てられていく。これは大変冷たいメッセージとして、「確立された制度ではないからあなたたちを切り捨てますよ」というメッセージを、政府が送っているような気がしてならないと思っております。そうならないようにこの問題を解決しなければならない



というのが、まず1点であります。

地方の現場では、そのように簡単に切り分けられません。例えば京都の場合、障害者施設に入っている人の半分近くは高齢者で、障害者手帳を持っている人の70%は高齢者です。ですから、実は障害者施策が高齢者施策を一生懸命補完しています。そういう総合的な場所で私たちは議論をしています。

国が制度をカチッとやり、地方が潤滑油か軟骨のように機能して国民の皆様の痛みを和らげてきました。ですから、国と地方を通じて、社会保障・税一体改革の地方単独事業の意義を、「確立された制度」などの範囲に整理してしまっただけでは、せっかくの潤滑油や軟骨の部分が動かなくなってしまう。これでは本当の意味で国民の皆様に痛みをお願いする時に、我々としては耐えられません。

さらには、その上で一番最前線でお年寄りの予防を一生懸命行い、子どもたちと向かい合って必死になって児童虐待を何とか防ぎたいと思って頑張っている現場の人たちには、「官の肥大化」という言葉でこれは入らないと言われてしまったら、これほど冷たいメッセージはありません。こういう冷たいメッセージではなく、正にそういう現場の思いをとらえてやっていくのが、地域主権を標榜する民主党政権だったと思いますが、これまでのやり取りは残念でなりません。

しかも、出てきた3.8兆円、2.6兆円について、この間、詳細な内訳を出してほしいと言っているのに、全く無視されたまま今日に臨まなければいけなくなりました。どうやって私たちは反論すればいいのでしょうか。どうやって私たちは議論を進めればいいのでしょうか。3.8兆円や2.6兆円をおっしゃったならば、その内訳を出すというのが協議の前提として当たり前ではないのでしょうか。私はこの点について非常に遺憾に思いますし、その点は指摘をせざるを得ないと思っております。是非ともこの問題について、本当に国民の皆様に温かいメッセージとして伝わるようにしていただきたいということを申し上げたいと思います。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

小宮山大臣、どうぞお願いいたします。

(小宮山厚生労働大臣) 山田全国知事会会長がおっしゃいましたように、本当に弱い立場の人にしっかりと手を差し伸べていくことが、やはり政治の社会保障のあるべき姿だということは、同感するところです。児童福祉司がいかに大変かということも、虐待の現場のことをいろいろとやっていることから、よく分かります。

その上で、この地方単独事業の総合的な整理については、成案に基づいて、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像の総合的な整理が必要です。こ

れに当たりましては、先ほど川端総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進）から御報告いただきましたように、地方単独事業を含めた社会保障給付費、そして社会保障に要する費用全体をとにかく的確に把握をして、それぞれの事業の機能と性格に着目をした分類を行うことは必要だと考えています。

消費税収の使い道、配分につきまして、成案では先ほど御紹介があったように、社会保障の安定財源確保のために社会保障四経費に充当するというようにして、増税分の使途についても具体的に示しているところです。

厚生労働省としましては、成案に示された考え方に従って、国の制度として行われている社会保障と地方単独事業で行われている社会保障を同様の考え方で精査をしまして、社会保障四経費の範囲に該当するものに消費税収を充当していきます。これがやはり重要だと考えています。

具体的な分類方法や社会保障四経費の範囲につきましては、今日の資料2-2に掲載されている第3回の社会保障・税一体改革分科会にお示しをした論点に沿って精査をしていくことが必要だと思っています。先ほど内訳を示すようにということがありましたので、それも申し上げた方がよろしいですか。

（山田全国知事会会長） 事前に資料を出してほしいと求めたのに出さないで、この現場で出されても困ってしまいます。

（小宮山厚生労働大臣） 分かりました。では、次回までに、またこの会議の後にお示しをする必要があれば、させていただきたいと思います。

（福田総務大臣政務官） ありがとうございます。

山田会長、どうぞ。

（山田全国知事会会長） 結局いつの間にか言い換えが行われているわけです。所得税法改正法附則104条の3号は、消費税については、全額制度として確立された年金等の社会保障の給付等に充てると書いてあります。しかし、地方消費税については、社会保障の安定的財源としての充実を検討するとして、限定がかかっていないわけです。そこでは消費課税という観点と消費税とを全部言い分けています。それがいつの間にか成案のところで、徐々に不明確になってきて、地方消費税分についても、という話になっており、地方はそれに対して一貫して抗議をしています。

先ほどから申していますように、地方の役割というのは、非常にファジーな部分があるから、全体の中で見てほしい。紋切型でやってしまったら、地方の現場というのは割り切れませんということを何度も申し上げているわけです。介護の施設に入るか、障害者の施設に入るかについて、どこで切り分けているかということを考えていただければ分かると思いますが、地方の現

場を見た形での話をしていただきたいので、中村愛媛県知事は地方をきちんと見てほしいと言われました。私も見ていただきたいと思います。障害者施設に行けば、高齢介護の方はそこにたくさんいらっしゃいます。それなのに、こちらは違うと言われたら、地方はもちません。

ですから、国の制度としては分かりますが、地方の単独分については、そうではないでしょう。そこを見なければいけませんということを私はずっと申し上げてきましたが、成案だと言って政府が作られたのであって、我々は「そのところはおかしい」と言い続けています。ここは御理解いただきたいし、そうした国と地方の話し合いの中で、お互いすり合わせていかなければいけません。このようになったから、「制度ではない」、「給付ではない」という話は、政治家の視点ではないと思います。本当に弱い人の視点に立っているとさえ思いません。

そのことについては、私は納得できないということを申し上げたいです。3.8兆円、2.6兆円についても、すぐに内訳を求めています。しかし、この場で急に出されても、さすがに私もその中身を今から全部見てチェックできません。そのようなことを言われても困ってしまいますので、求めたときにすぐに出していただくのが筋です。それをこういう形でやられるというのは、協議としては余り誠実ではないのではないかと感じてしまいます。文句ばかり言っていて申し訳ありません。

(福田総務大臣政務官) 森会長、どうぞ。

(森全国市長会会長) 私どもも社会保障・税一体改革の議論をさせていただいている以上は、消費税5%引き上げを前提としてやっているわけです。私どもとして、それをどのように市民に説明するか。地方が果たしてきた役割というのは、現実のニーズに応じて先取りした政策を単独事業でやっていて、それが国に取り入れられたりすることも多々ありました。そういうことが国と地方の信頼関係の中で、社会保障を一步進めていくというメッセージが出ないで、消費税の引き上げは本当にできるのでしょうか。私はむしろ国にその覚悟があるかということをお願いいたします。

その関連で言えば、マンパワーの話は非常に大切なことで、地方のサービスなどは、ほとんど保育士や保健師のように人が行うサービスで、現物給付や現金給付などではないですから、我々が市民に説明して、このように良くなるということが言えます。このように弱い立場の人の生活が良くなるという源がマンパワーですが、それを官の肥大化という言葉でされているのは納得がいきません。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

そのほかありますか。古川大臣、よろしく申し上げます。

(古川国家戦略担当大臣・社会保障・税一体改革担当大臣) 私も社会保障・税一体改革分科会に出席させていただいて、国と地方の両方が一緒になって社会保障を支えているというお話を伺いました。給付を受ける住民の方から見れば、それは別に国でも地方でも、国民の視点で考えれば、それはどちらかということが関係あるわけではないと思います。

この話に関連して、成案には、官の肥大化には使わないとありますが、これは公務員の人件費などには充てません。官の肥大化の意味というのは、公務員の人件費などには使わないということです。

私が3回の分科会でずっと聞いていて思ったのは、今、地方がやっていることを否定したり、これは社会保障には当たらないなど、そういうことを言っているわけではありません。山田全国知事会会長から言わせると、そもそもこの成案が問題と言われるかもしれません。しかし、ここでは成案をベースにして、その成案の枠の中で、今回2010年代半ばまでに5%引き上げることについて、どのように国と地方で考えて、消費税収を配分するかを協議する場があります。この成案そのものに対して異論がある、その制度として確立されたことについて、問題があるなどの御意見はあるかもしれませんが、一つ一つ手順を踏んでやっている中で申し上げますと、この成案で決まったことをどう具体化していくのかという議論の中でやっております。

是非御理解をいただきたいのは、この間やってきた中で、地方が今までやって来られたことを否定するということでは全くありません。そこは今後とも国と地方で、全体としての大きな社会保障の在り方について、役割分担も様々な形で、もう少し整理をしていくということを引き続きやっていかなければいけないと思います。少なくともこの成案で言われているとおり、そして消費税を今回5%引き上げて10%になることを、社会保障全体ではない言わば仕切られた成案の枠内の中でどうするかという議論をさせていただいているということだけは、是非御理解をいただきたいと思います。決して地方の皆様のおっしゃっていることを否定しているわけではないということだけは誤解のないようにしていただきたいと思います。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

山田会長、どうぞ。

(山田全国知事会会長) そのように古川国家戦略担当大臣・社会保障・税一体改革担当大臣はおっしゃいますが、我々は一貫して、そこはおかしいのではないかと言っています。特に、社会保障給付について限定的に解釈すべきではありません。別に公務員の人件費には絶対に含めないなど、成案の中には書いてありません。「給付」という形での判断の問題、解釈の問題で、あとは「則った」や「範囲」など、霞が関言語がこの中に散りばめられています

が、実際問題として、地方が行っているそういう切り分けられない部分、重複している部分について、現場の意見を聞いてもらいたいと申し上げています。

地方の場合は現場を担っていますので、様々なファジーな部分、重複する部分、または現場の中の工夫でやっている部分があります。そのところは国の「確立した制度」として、国負担分は分かるものの、地方もそのような形でやってしまったら、これは地域主権でも何でもありません。単なる中央集権ではないですか。そのような消費税の引き上げは、私どもは国民や住民に対して説明ができないということを申し上げています。そのところは水かけ論だとおっしゃるかもしれませんが、是非とも私たちの言っている真の意味を理解していただきたいと思います。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

それでは、この件については、最後に藤村内閣官房長官の方から御意見をいただくこととして、最後の議題であります「子どもに対する手当について」に移りたいと思います。小宮山大臣から説明をお願いいたします。

#### ○協議事項（子どもに対する手当）について

(小宮山厚生労働大臣) 平成24年度以降の子どものための手当制度の国と地方の費用負担の在り方について、検討状況を報告させていただきたいと思います。

前回11月29日の「国と地方の協議の場」では、地方の皆様から、地方の裁量を増やす必要があるということや、子どもの現物給付に充てるべきという御意見、そして、国ももっと汗をかくべきであるなど、このような様々な御意見をいただきました。また、可能な限り個別に地方団体の御意見もこれまでに伺わせていただきました。これを踏まえまして、厚生労働省では現在、汗をかきながら対応させていただいています。

具体的には、地方の裁量を増やすことができるような分野での補助金の一般財源化につきまして、ぎりぎり何ができるかを、今検討しています。あわせて、財務省、総務省と調整をしているところです。予算編成までもう余り時間もありませんが、地方からの御意見に真摯に対応して、政府全体で引き続き検討していきたいと考えていますので、御理解をいただきたいと思っています。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

それでは、意見交換を行います。御意見等がありますか。

山田会長、お願いいたします。

(山田全国知事会会長) この問題については汗をかいていただいているとい

うことで、その御努力に対しては大変感謝を申し上げますが、前回、私どもが主張したことについて、是非とも配慮をいただきたいと思っております。なぜ私たちが怒っているのか。これは繰り返し申しますように、地方が損をする、得をするという話ではなく、我々にとっては地域主権であり、地方分権の根本的な話としてお話をしておりますので、その点についてはお願いをしたいと思えます。

しかし、1点だけ申し上げたいことは、国と地方は協議をしてきちんとやるということが、与野党の申し合わせの中にも出てきたはずであります。もう残りわずかな期間で、まだ今日も案が出ていませんが、どういう形で国と地方が協議をして、国として案が示され、地方がそれに対してきちんと意見を言うのでしょうか。このことについてだけは、今日しっかりとお聞きをしたいと思えます。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

森会長、どうぞ。

(森全国市長会会長) 昨年の決着について、再度、私から説明をさせていただきます。昨年末のものは、決着したわけではありませんでした。結局、五大臣合意というメモがあって、その中に平成24年度以降の子どもに対する手当の制度設計に当たっては、厚生労働省を始めとする関係府省と地方公共団体の代表者による会議の場において云々とあります。子どもに対する手当及びそれに関連する現物サービスに関わる国と地方の役割分担や経費負担の在り方をめぐって、その際に国と地方の信頼関係を損なうことのないよう、地方の意見を真摯に受け止め、国と地方が十分な協議を経て結論を得ます。つまり、平成24年度以降の制度設計に当たっては、十分に我々と協議をしていただけるので、不満はありますが、その期待を込めて昨年はペンディングになったというのが私の認識です。

国と地方の負担割合が1対1で、児童手当の国と地方の負担割合よりも国負担割合を引き上げたという理屈でぽんと出てきました。ぎりぎりになってもまだ苦勞されているというのは大変ありがたいと思っておりますが、どうなるかこの段階で分からないと、協議したことにならないと思えます。地方の不満は、昨年末の決着の中で当初予算に計上しないような市町村がたくさん現れたりするような混乱がありましたがりあえずは収まっていたものが、十分な協議がされていないという印象がある中で、時間切れになって何か案が示されるようなことは問題だと思えます。それは昨年の決着の状況から見て、我々の不満というのは解消されないと申し上げなければいけません。

ここまで参りますと、全て国庫負担とまで言うつもりはありませんが、厚生労働大臣の辣腕で、我々地方が納得できるようにしてほしいと思えます。

基本的に民主党の看板政策だったではないかという意識が非常に強いわけです。国として、やはり地方を圧倒的に上回る負担をきちんと覚悟して、提示をしていただきたいということをお願いいたします。私は、小宮山厚生労働大臣の双肩にかかっているように思いますので、よろしくをお願いをしたいということでもあります。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

安住大臣、どうぞ。

(安住財務大臣) 厚生労働省に限らず、これは率直に申し上げて、扶養控除の廃止は「子ども手当」に充てるためにやらせていただいたということは、紛れもない事実だと思います。森会長のおっしゃる話はそのとおりですが、その後も1年かけて国会の中で三党合意をして、今の制度に至っております。ですから、そこは是非御理解をいただきたいと思っております。もちろん、自由裁量がもう少しあってもいいではないかという御指摘の上に、厚生労働大臣としては相当頑張っています。交渉していないではないかとおっしゃいますが、実質はある一定の額をきちんと出して、その上でこの御負担を何とか子どもに対する手当のためにということをお願いをしているわけです。是非、厚生労働大臣のお気持ちは酌んでいただいて、予算編成上、このお金を子どもに対する手当の地方負担や一般財源化に充てていただかなければ、率直に言えば穴が開くという状況で、おしかりを受けるかもしれませんが、ここは危機感を持っておりますので、あえて発言させていただきますが、是非そこは厚生労働省としても、今、頑張っていますので、皆様には御理解をいただきたいと思っております。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

山田会長、どうぞ。

(山田全国知事会会長) 我々には何も額など示されておりませんし、聞いておりません。正直言って、今、大臣がおっしゃった話というのはよく分かりませんが、おっしゃっていること自体は私ども地方が損する話、得する話ではありません。裁量の余地をきちんとやっていただけるものに振り替えて、最終的に子どものために使えるようにしていくことについて、我々はそれほど無理を言っているわけではありません。

しかし、いろいろな汗のかき方はあると思っております。例えば私どもは厚生労働省で言えば、今までずっと何十年にわたって、難病医療費助成についての超過負担をしてきました。近年は年約400億円です。2分の1補助と言っているても全然2分の1補助ではありません。予算がないからこれ以上難病の補助はできないと言われてまして、難病の補助は事実上、切り捨てられてきました。切り捨てられても、我々はずっとやってきました。

こういう時に、そうしたものもやっていくということや、地方の今までの努力も認めていただけるように考えながら提示をしていただかないと、私たちもつらいです。努力をしているとおっしゃっていますが、今までのいきさつの中で、私たちも我慢をしてきて、平成 24 年度からはきちんと協議してもらってやると言って、都道府県知事、市町村長などを納得させてきた経緯があります。ここは本当に我々もつらい立場にあることをお分かりいただきたいと思います。

(福田総務大臣政務官) 森会長、どうぞ。

(森全国市長会会長) 安住大臣に申し上げたいことは、昨年末の五大臣合意の 2 番目において、平成 24 年度に基本的には恒久的な措置を決めて、平成 24 年の通常国会に改めて検討して提出をするということになっていて、その次に平成 23 年度の増収分については御指摘のようなことが書いてあります。

しかし、子どもに対する手当の地方負担分については、国、地方の負担調整を図る必要があるとしているだけであって、先ほど年少扶養控除の分は全額子どもに対する手当に充てるのが当然とおっしゃっているのは、認識が少し我々と違うのではないのでしょうか。

第 5 項で平成 24 年度以降の毎年度の増収分については、2 に掲げる、つまり法案を提出するということを前提にした検討結果によって、各年度の予算編成過程において取扱いを検討し、その結論を得て、順次措置すると書いておりますから、この五大臣合意を見ますと、年少扶養控除を全て子どもに対する手当に充てるという前提はないのではないのでしょうか。

(福田総務大臣政務官) 安住大臣、どうぞ。

(安住財務大臣) 三党合意の中で、新しいというよりは、児童手当に基本的には戻るような制度設計になりました。これは政治の結果であって、賛否はいろいろあると思います。そういう中で制度設計をしてきて、今回は子どもに対する手当の分を国で全額という主張はあるにしても、現実の問題として、それは難しいということはもう十分分かっていただいているとは思いますが。

そういう中で、やはり現実的にこの 5,000 億円がなければ、これはお願いも含めて言えば、なかなか回らないことも事実です。そこで厚生労働省としては、今、最大限に一般財源化を、更に詰めるものはないかということをやっているのですが、このことは私は是非、厚生労働大臣のお気持ちを酌んでいただきたいと思います。私はそもそも、全部その制度に充てるためにやったからほしいと言っているわけではありません。しかし、制度上は申し訳ないですが、これがないとどうやっても支給できなくなることだけは現実ですので、それを是非分かっていただいた上で、検討の話はまたお話しさせていただくことになると思いますが、厚生労働省の努力は御理解をいただきたいという



ことであります。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

藤原会長、どうぞ。

(藤原全国町村会会長) この問題については、前回の提案に対しまして、「撤回をして、地方の納得する案で再提案していただきたい」ということをお願いしたわけではありますが、今日もこれでは、論議は進まないわけであります。

地方としっかり納得のいく議論がなされて、少なからず、地方がこれならというような痛み分けができれば、それに基づいて、しっかり政府与党一体となって、安定した恒久制度となるように取り組んでいただければと思います。このままでは地方とも協議が調わないし、与野党でも合意できないということになり、またつなぎ法案ということになると、地方はもっと混乱する可能性があります。是非その辺のところは理解をしていただきたいと思います。しっかりしたアイデアを出していただいて、本当に子どもに対する手当がしっかり給付できるような方法を考えていただきたいと思います。

(福田総務大臣政務官) ありがとうございます。

あとはよろしいでしょうか。

(山田全国知事会会長) 私どもは、これで今日は提案が出てこないのので、今度また国と地方の協議の場かどこかできちんと議論をしていただけるのでしょうか、ということをお聞きしたのですが、御回答がありません。

(福田総務大臣政務官) 最後にその辺は内閣官房長官の方から、含めてお答えをいただきたいと思います。

では、時間もまいりましたので、本日の議論は終了させていただいて、最後に藤村議長の方からお願いをいたします。

(藤村内閣官房長官) 本日も誠にありがとうございました。忌憚<sup>たん</sup>のない御意見を伺いながら、それぞれの立場で主張が違ふということは、もう十分に承知しながら、皆様にも御理解をいただいていると思います。

地方財政対策については、地方の側から意見をいただきました。

社会保障・税一体改革分科会における議論の経過については、川端総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進）から報告がありました。直ちに24年度予算の中にこれが反映される、されないということではなく、これは一方、並行して、社会保障・税一体改革の議論が政府与党の会議で年内目途にということでスタートし、これも相当議論があるところであります。並行して、また地方の皆様との議論が今後必要だろうと思っております。

最後の子どもに対する手当の案件ですが、今後、今日までもそれぞれ厚生労働大臣がやってこられたことを更に引き続きさせていただきます。一方で、実は今、厚生労働省と総務省の間で、川端総務大臣・内閣府特命担当大臣（地

域主権推進)はむしろ地方の声を受けて、やり取りが細かく続いております。

その中でもう余り時間はありませんが、小宮山厚生労働大臣にも、更に地方六団体の皆様ともそれぞれ詰めていただいて、痛み分けという言葉は良くないと思いますが、何とかそれぞれに納得をいただく形を来週の中頃くらいまでに、もう時間が多く残っていない中で、今度は個別の団体の会長たちとも厚生労働大臣は更に汗をかいて、その全体の声をまた川端総務大臣・内閣府特命担当大臣(地域主権推進)が反映して、最終的には総務省、厚生労働省、そして間に財務省が入って決めていきたい。こんな手続になるかと思っております。

国と地方の協議の場は、今日は第3回目となりますが、年内はなかなか皆様方もまた集まってほしいというわけにはいきませんので、今度は個別に各会長たちとやらせていただきながら、1週間くらいの範囲で最終の詰めをしていただきたいということが、今日のとりあえずの最後の私の取りまとめにはなります。

(福田総務大臣政務官) 山田会長、どうぞ。

(山田全国知事会会長) それは正直に言って、我々は納得できない話であります。国と地方の協議の場というのは、地方の意見をきちんと国会に伝える場でもあります。政府と地方の間で意見を協議するだけではなくて、予算を通じ、また法案審議を通じ、地方の意見が問題になってくるので、地方の意見を正確に伝えるために国会に報告をするということが、法律の中に盛り込まれているものであります。

したがって、別に川端総務大臣・内閣府特命担当大臣(地域主権推進)が信頼できないということを行っているのではなくて、我々地方の声はこの場においてお届けをしていかなければいけない。今言ったお話ですと、私たちは子どもに対する手当について、今のままでは反対であるということを議事録として残していただかなければなりません。まだ納得していないわけですから。社会保障と税一体改革についてももちろん継続協議が必要ですが、子どもに対する手当については、今のままでは同様に反対になってしまいますので、手続的に少し変なことになってしまいます。

案が出てこないで、国と地方の協議の場が終わってしまいますと、残念ながら、政府が出された案には私たちは反対ですということだけが国会の報告になってしまいます。これは困ります。我々も一生懸命、汗をかきたいと思っております。

(福田総務大臣政務官) 森会長、どうぞ。

(森全国市長会会長) 一言だけ申し上げますと、子どもに対する手当の問題に限って言えば、去年の状況から政局絡みの問題になりかねない。私はそれ

を避けるために、つなぎ法案の時も随分、当時の安住国会対策委員長とも汗を流させてもらったつもりです。ですから心配しているのもあって、去年の経緯があるわけです。去年の経緯を無視する形で出てきているから、いろいろと申し上げています。それを何とかなるといふ御判断があるとすると、これは大変な問題になると思います。私の方もそうしたことは避けたいという気持ちはありますので、くみ取っていただきたいと思います。

(山田全国知事会会長) 我々も努力をします。安住財務大臣がおっしゃったことはそのとおりであって、我々も十分理解をして、今まで2年間必死になって頑張ってきました。それでこうやって協議をしています。内閣官房長官のお気持ちも分かりますし、私も予算過程の中で時間がないのはよく分かっていますが、その辺りはあやふやとなってしまうと、我々も立場がなくなってしまうと、ここで「反対です」と言って終わってしまいますので、それは勘弁してほしいと思います。

(藤村内閣官房長官) 今日の時点では、厚生労働省は実は、まだ決定する提案がないわけです。それは正に今、最後の詰めを行っているということであり、私の聞く範囲で各団体の会長と個別にそれぞれやりながら、残り時間は少ないですが、今日の時点で結論があるということではありません。まだ残りの時間、厚生労働大臣に汗をかきに行っていたら、川端総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進）も地方の声を代表している地方六団体と、これは地方六団体全体の代表になるかもしれませんが、やり取りを引き続き、続けていただきます。

ですから、今日何か結論を3番目の案件で出すということではないですが、もう時間がない間でしっかりと、各会長とやり取りはまだ個別にはやっていくということにしない限り、今日ここで終わることができないわけです。今日は反対だと言っていたかなくても、まだ残りの時間は詰めるということをして是非確認をいただければありがたいと思います。

(山田全国知事会会長) 賛否は留保させていただきます。最終的に議事録においては、その賛否を留保したという私どもの現時点での結論は載せていただきたいということだけは、申し上げておきます。

(森全国市長会会長) 反対答弁の仕方はいろいろあるわけです。政治的な、大局的な判断をお願いしたいと思います。

(福田総務大臣政務官) それでは、これからまだ続くということを前提に、今日の国と地方の協議の場を終了させていただきます。

なお、本日の協議内容については、私よりマスコミへのブリーフィングを行いたいと思います。また、後日、協議の概要を記載した報告書を作成し、国会へ提出するとともに、これを公表いたします。議事録についても、後日、

公表いたします。どうもありがとうございました。

(以上)